

精神障害者への虐待

虐待種別

身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・
放棄・放任（ネグレクト）・経済的虐待

精神障害者への虐待の特徴

- 虐待の5類型の中で、精神障害のある人が受けている虐待として多いのは、心理的虐待、経済的虐待だという調査が社会福祉士会の調査結果があります。精神障害のある人たちの中には、統合失調症やうつ病などの病気の症状によって、意欲や集中力が低下してしまうことがある。また、抗精神薬を服用していることによる副作用で、同じような状態に陥ってしまう場合もある。そうした状態の時に、周囲から、「なまけている。」「やる気がない。」と」みられてしまい、特に同居されている家族から、働けないことを非難されるという例は少なくない。暴言や、暴力と言う形で本人は追い詰められてしまうこともあります。

精神障害者への虐待の特徴

- また、経済的な虐待を受けている例も多い。具体的には、障害者年金を家族が管理し、本人には少額のお金しか渡さないとか生活保護のお金を家族が着服してしまっているようなケースである。では、他の虐待がないという訳ではない。特に性的虐待は経済的問題と比較して、顕在化しにくい側面をもっている。虐待は身近な人によって、閉鎖的な環境で引き起こされるのである。身近な人は、家族であったり、利用している事業所の職員であったり、本来はその人を守る立場だと認識されている人であることが、生活を脅かし、その人の尊厳を奪っていくのである。

精神障害者への虐待の特徴

- 密室性以外にも、精神障害のある人たちへの虐待が顕在化しない理由がある。知的障害の方と重なる部分はあるが、被虐待者が虐待を虐待だと認識できない場合があるからである。虐待者もまた、虐待が日常化することによって、罪悪感が薄れていってしまふ。本人が虐待だと認識している場合においても、報復を恐れて申し出ることが出来なかったり、どこにどう訴え出ればいいのか分からないという状況で発見が遅れてしまふのである。

「ノーマライゼーション 障害者の福祉」 2012年5月号引用

セルフネグレクト (自己放任・自分自身への虐待)

- セルフネグレクトは、「障害のある人が自らの意思で、又はその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの世話が出来なくなり、他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的に見て本人の人権が侵害されていること」をいい、障害者虐待防止法では規定されていないが、障害のある人の人権が客観的に侵害されていること、支援を必要としている状況にあることに着目して、障害者虐待防止法の取り扱いに準じた支援を念頭に、適切な対応を図っていくことが必要。

(岡山県障がい者虐待対応マニュアルより抜粋)